

原町浄水場
No. 1配水ポンプ用インバータ装置更新工事

特 記 仕 様 書

令和8年度

第1章 総 則

第1節 一般事項

1. 概 要

本工事は、原町浄水場のNo.1配水ポンプ用インバータ装置の更新工事を行うものであり、その概要は次のとおりである。

(1) インバータ装置 1式

本工事の施工範囲は、配水ポンプコントロールセンター内（No.1）のインバータ装置の更新及びNo.1～3配水ポンプ用主幹MC C Bの取替を実施するものである。また、本工事を実施するために必要となる付帯工事を含む。

また、本工事の施工にあたっては、将来計画及び既設を十分考慮のうえ関連工事との協調を図り設置するものとする。なお、本工事の機器の製作並びに据付等においては、現地をよく調査のうえ施工のこと。

本設備の技術的な方針は、添付図面及び本特記仕様書に記するものであるが、請負者は最新にして良心的かつ高度の技術をもって設計製作すること。

なお、各機器仕様が合致しない場合及び疑義を生じた場合は、監督職員の指示によるものとする。

施工の際は、浄水場の運用に支障がないよう、十分に設備を調査、理解し、対策を講じたうえで実施すること。また、中央監視制御装置との信号の取り合いや総合試運転、試験調整を行い、既設メーカー又は保守会社立ち合いのもと、作業を行うこと。

※既設メーカー：三菱電機株式会社

保守会社：三菱電機プラントエンジニアリング株式会社

2. 施工責任

本工事は、請負者における責任施工とし、特に本仕様書に明記していない部分について、運転管理上及び設備上必要なものについては、一切請負者の負担とし、責任をもって施工すること。

また、試運転の結果不備な点があれば、すべて監督職員の指示通りに補修及び取替を行うものとする。

第2節 インバータ装置共通仕様書

1. 設備機器

配水ポンプ用インバータ装置	1 台
配水ポンプ用コンバータ装置	1 式
配水ポンプ用主幹MCCB	3 台

2. 附属品

各機器の付属品は本仕様書に記載されているものを附属する他、請負者に於いて運転上必要と認めるものは全て附属すること。

3. 準拠規格

本工事にて準拠すべき規格並びに工事基準は、特に記載のない事項は下記によること。

- (1) 電気設備技術基準（通商産業省令）
- (2) 電気事業法
- (3) 労働安全衛生法
- (4) 日本産業規格（JIS）
- (5) 電気規格調査会標準規格（JEC）
- (6) 日本電線工業会標準規格（JCS）
- (7) 内線規程
- (8) その他関連法、条例及び規格

4. 工事範囲

- (1) 前項記載の機器の製作・搬入・据付工事
- (2) 既設メーカー又は保守会社による、既設中央監視装置及び配水ポンプ制御の信号確認を行うこと。
- (3) 主幹MCCBの取替時は、ポンプ動力電源の停止を要するため、全ポンプの停止が必要となる。
- (4) 全ポンプ停止は配水量の少ない夜間とし、短時間で取替できるよう工夫すること。